

～訴訟担当者が知っておくべき民事・行政裁判の流れを解説～

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

地方自治体における訴訟基礎実務

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会の事業活動には、平素より格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方分権の進展や市民の権利意識の高まりに伴い、地方自治体をめぐる紛争は増加しています。さらに、環境問題や指定管理者制度をめぐる新たな紛争も発生しています。

このような状況の下、各自治体は争訟処理能力の向上に努め、自治体をめぐる紛争の解決方法を基本から修得しなければなりません。

そこで当講座では、争訟処理の基本的な用語の解説から実際の手続きまでを分かりやすく解説いたします。また、52年ぶりに全部改正が行われた行政不服審査法の改正内容と今後の地方自治体の必要な対応についても重点的に解説いたします。

公務ご多忙の折りとは存じますが、この機会に多数の方々のご参加をお願い申し上げます。

敬具

記

日 時：平成27年6月16日(火) 13:00～17:00
6月17日(水) 9:30～16:00

会 場：本会専用教室 (大阪市西区朝本町1-8-4)
大阪科学技術センタービル内)

講 師：(元)国立大学法人熊本大学法学部教授(地方自治法・公務員法担当)
(元)国立大学法人熊本大学大学院法政学専攻教授(法科大学院)教授
(元)東京都庁法務部訟務担当課長 林 勝美氏

参加料 (負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	2,320円	31,320円
一 般(1名)	32,000円	2,560円	34,560円

※銀行振込の手数料は貴団体にでご負担ください。

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

- ・なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
- ・電話予約も受付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
- ・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
- ・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

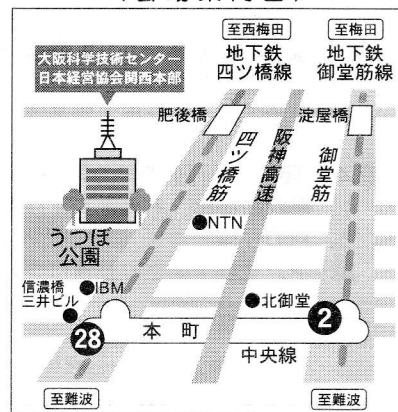
ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)は致しておりません。)

ホ テ ル 名	宿 泊 料 (シングル)	交 通	ホテル電話
新阪急ホテルアネックス	8,800円(税・サ込)日本経営協会優待料金	J R大阪駅より徒歩3分	06-6372-6600
リーガ中之島イン	6,200円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122

お申込み
お問合せ先：一般社団法人日本経営協会 関西本部 企画研修グループ (担当：村上)

〒550-0004 大阪市西区朝本町1-8-4 大阪科学技術センタービル5階
TEL 06(6443)6962(直通) FAX 06(6441)4319 URL <http://www.noma.or.jp>
(※お問合せは、月～金曜日の9:15～17:15にお願い致します)

〈会場案内図〉



- 大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 地下鉄四ツ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩3分
- 新大阪方面よりお越しの場合
 - ▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩7分
- なんば方面よりお越しの場合
 - ▶ 地下鉄四ツ橋線「本町」駅下車(28出口)北へ徒歩3分
 - ▶ 地下鉄御堂筋線「本町」駅下車(2出口)西へ徒歩7分

第1. 2015年(平成27年)自治体の紛争をめぐる 今日の問題

1. 訴訟担当者のころがまえ
2. 紛争発生時の対応について
3. 訴訟実務知識の向上のための手法について
4. 紛争解決のための選択手段
5. 裁判はどのように行われるのか
6. 裁判にあたる人はどのような人か
7. 行政事件訴訟法の改正と概要について

第2. 自治体紛争解決のための基礎知識

1. 自治体が紛争に巻き込まれるとき
2. 住民の不服の対象と争いの内容は
3. 行政訴訟の全体像
4. 行政訴訟の類型と審理の特質は
5. 行政訴訟と民事訴訟との関係
6. 行政事件訴訟の訴訟要件
7. 第一回口頭弁論までの事務
8. 行政事件訴訟の証拠調べの特質
9. 行政事件訴訟の判決の効力
10. 行政不服審査法の全部改正の主な改正点とその内容
11. 行政不服審査法の審査庁、審査請求および審理関係人
12. 行政不服審査請求の手続について
13. 行政不服審査会等への諮問等について
14. 裁決について
15. 行政不服審査法改正による自治体の必要な対応について

第3. 民事裁判の基礎知識

1. 民事裁判の手続き関係法規とは
2. 訴えの提起とその種類について
3. 訴訟上の請求とは
4. 訴えの当事者と当事者適格とは
5. 当事者が死亡したり係争物が譲渡された場合は
6. 訴訟の審理はどのように進行するのか
7. 立証責任とは
8. 弁論主義・処分権主義とは

第4. 民事・行政裁判の手続きについて

1. 訴状の提出、その審査及び送達とは
2. 口頭弁論とは
3. 争点整理手続きの整備について

4. 五月雨式審理方式から集中審理方式へ
5. 訴訟提起前の証拠収集手続の拡充
6. 当事者照会制度と期日外釈明の導入
7. 計画審理方式の採用について
8. 攻撃防御方法の提出時期の変更とは
9. 陳述書の提出とその重要性について
10. 文書提出命令申立制度の整備
11. ファクシミリによる書面の提出等
12. テレビ会議システムによる証人尋問制度
13. 和解による事件の解決の注意点
14. 上告制度の整備について

第5. 自治体訴訟実務の将来像

1. 訴訟事務処理体制の整備
2. 訴訟実務研修制度の整備

講師紹介

(元)国立大学法人熊本大学法学部教授(地方自治法・公務員法担当)
(元)国立大学法人熊本大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)教授
(元)東京都庁法務部訟務担当課長

林 勝美 氏

昭和45年3月中央大学法学部法律学科卒業。同年4月東京都庁入庁。総務局法務部法務第一課、民事訟務課、不服審査法務室、総務局文書課、水道局法務担当課長補佐を歴任後、管理職として建設局の管理課長等を経て、再び法務部副参事、訟務担当課長を務める。通算20年間訟務実務に就き、400件以上の行政・民事・労働事件本案訴訟を指定訴訟代理人として担当。平成14年3月都庁退職。同年4月公募により熊本大学法学部教授就任(地方自治法、公務員法担当)。平成16年4月同大学大学院法曹養成研究科(法科大学院)教授就任(地方自治と法、公共政策法務担当)。平成22年3月熊本大学定年退職。

【著書(共著)】

「道州制問題の法的視点」(ぎょうせい2008年)、「地方公務員のための訴訟百科」(共著・ぎょうせい刊)論文「国土利用計画と条例」(第一法規・法令解説資料総覧No.67・No.68)、「道州制問題と地方公共団体」(「地域を創る」(成文堂)、「指定管理者制度と争訟」(「グローカリズムの射程」(成文堂)、「議員の活動と公費負担の範囲に関する意見書」(熊本法学)第108号(熊大法学会・2005年)他。

「熊本市自治基本条例(案)について」(熊本法学)第117号(熊大法学会・2009年)他。

(※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。)

NP5.0

FAX(06)6441-4319 一般社団法人 日本経営協会・関西本部(村上)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA		「地方自治体における訴訟基礎実務」参加申込書		H27. 6/16~17	
(フリガナ) 役 所 名 (団体)				TEL ()	
				FAX ()	
所 在 地	〒			☐ お支払い方法 ☐ 銀行振込 ☐ 郵便振替 ☐ その他	
(フリガナ) 参 加 者 氏 名	所 属 ・ 役 職 名	担 当 経 験 年 数	☐ 参加料 ☐ 会員(1名) 31,320円 ☐ 一般(1名) 34,560円		
(フリガナ)		年 ヵ月	☐ 所 属 ☐ ご連絡担当者		
(フリガナ)		年 ヵ月			
(フリガナ)		年 ヵ月			

今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。⇒ []

※該当する箇所の口印に✓印をおつけください。

※経年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。

【 ※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。 ② がご不要の場合は口印にチェックしてください。—— ☐ 不要 】
① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナーなど本会事業のご案内